

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）令和５年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント手続等）

No.	冊子	頁	項目	意見の内容	意見に対する考え方
1				一昨年のパプコメでも提案しましたが改善されてお りません。再度、申しあげます。初歩的なことです が、パブリックコメントのやりかたの問題 ①市民に案内のしかたが、果たしてこんなやりかた でいいのか。広報に、幅 5cm、たて 10cm 程度 の記述掲示である。多くの市民は、見落とすとい うこと。「津市地域防災計画」というでかい市民 の命に関わる問題です。 ②計画案を変更するというなら、変更案の内容と説 明を広報で知らせ、意見を求めることが必要。薄 っぺらな広報が生きかえるというものだ。 ③1 年間の実施した内容の検証が必要。 ④コメントを求める期間は 1 ヶ月。拙速すぎる。 3 ヶ月ぐらい必要だ。 ⑤自主防災会長会議ぐらい開いて、参加者に説明 会を実施するべきだ。乱暴なやり方。民主憲法 の下では通用しないことを指摘したい。 全体に、津波の対策は、震災編の延長程度 の内容である。液状化対策、原発事故の手案は なし。 自治体として、県都としての役割を果たす 必要がある。 以上。	①～⑤の意見については、行政手法に対する 意見であるため、地域防災計画の修正には反 映しないこととします。 また、「液状化」及び「原発対策」でいただ いたご意見に対し、以下の考え方のもと、記 載内容は現行のとおりとします。 【意見の内容】 液状化対策、原発事故の手案はなし。 【意見に対する考え方】 液状化対策については、風水害等対策編（ P 3 1）、震災対策編（P 2 7、P 3 4、P 3 5）、 津波対策編（P 7）に記載されていることから、 現行のとおりとします。 原発事故については、風水害等対策編及び 震災対策編に情報収集体制の整備について記 載しています。また、避難計画については、原 子力発電所からおおむね半径 3 0 k m の範囲 について策定することとなっていますが、三 重県地域防災計画にも記載のとおり、本市は その範囲に入っておりません。 原発事故が発生した際には、三重県との 連絡を密にし、連携した対応を行う必要があ ることから、現行のとおりとします。
2	風水害 等対策 編	67	第 2 編 災害予防計画 第 3 章 人的被害の発生 を未然に防ぐ避難 対策 第 1 節 防災施設の限界 と避難開始の時期	第 2 編第 3 章(1)漏れていたのか、上級官 庁の情報が変わったせいで避難情報の発令基 準に合わせたのか理由を説明することが必要 です。高潮編が必要かどうか検討を要する が、高潮編を作るべきではないか。	三重県により高潮浸水想定区域の指定及び 水位周知海岸が指定されたことによる修正 です。
3	風水害 等対策 編	72 77	第 2 編 災害予防計画 第 3 章 人的被害の発生 を未然に防ぐ避難	高潮を挿入箇所が 72 ページ、77 ページ 今まで落ちこぼれていたのを補充したとい うことか。津市で高潮被害の痕跡は存在す るはずだが。	三重県により高潮浸水想定区域の指定及び 水位周知海岸が指定されたことによる修正 です。

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）令和5年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント手続等）

No.	冊子	頁	項目	意見の内容	意見に対する考え方
			対策 第4節 自主的な避難 第6節 避難体制の整備		